



突然、「いいカニが入ったので、以前買っていただいた方に連絡をしています。」などと、事業者から電話で勧誘を受け、消費者が断ったにもかかわらず、「値引きします」、「サービスします」、「だまされたと思って買ってください！」などとしつこい電話勧誘に根負けしてカニを購入してしまった経験はありませんか？トラブルに遭わないために注意すべきポイントを御紹介します。

トラブルに遭わないために注意すべきポイント

ポイント1 突然の電話勧誘に御用心！知らない事業者とは取引しないこと！

見知らぬ業者からの突然の電話には御用心。連絡先を必ず聞きましょう。答えない事業者とは取引してはいけません。

ポイント2 遠慮は無用！断るときは、きっぱりと！しつこい電話勧誘は切るのが一番！

「要らない」と断っているのに、しつこく勧誘することは法律で禁止されています。（特定商取引法第17条 再勧誘の禁止）不要なときは、「要りません！電話もしないでください！」ときっぱり断りましょう。それでも勧誘をするのは法違反です。思い切って電話を切りましょう！

ポイント3 断りきれず購入してしまったら・・・

カニなどの生鮮食料品もクーリング・オフができます。8日間以内なら、クーリング・オフ（契約解除）が可能です。お近くの消費生活センターへご相談ください。また、クーリング・オフ期間を過ぎていても、契約を解除できる場合がありますので、諦めずに相談しましょう。

ポイント4 家族や地域、友人とのつながりをいかし、お声掛けと心配りを！

高齢者が被害に遭いやすい傾向があります。高齢者の被害を防止するためには、日頃からの周囲との交流や互いの気配りが不可欠です。地域のネットワークなどを上手に活用して、被害の未然防止や拡大防止につなげましょう。

おかしいな、困ったなと思ったら、一人で悩まず相談を

- 消費者ホットライン（全国統一番号） **188（局番なし）** 身近な消費生活相談窓口につながります。

※一部のPHS、IP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。

- 最寄りの消費生活センターを検索する <http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

カニを勧める悪質な
電話勧誘があなたにも！？
主な勧誘手口を御紹介します。

[事業者]



「〇〇さんのお宅ですか。
以前、品物を買ってもらったことがあるのでお電話しました。」

「そういう特別な人だけに電話をしています。」
(ウソだけど…)



「3万円するところ、半額の1万5,000円でいいです！」
「特別のお値引き価格だよ！」
(本当は1万5000円が通常で、特別価格ではないけど…)



「サービスとしてホタテと松前漬けを付けます！」
「冷凍になっていて4か月もつので大丈夫ですよ。」



「今日だけのチャンスですよ！ 買ってください！」
「だまされたと思って買ってください！」
「私を助けるとして、何とか買ってください！」



「生ものなのでキャンセルできませんよ！！」
「もう準備しているし！」

[消費者]



「以前、買った覚えはありませんが…。」



「でも、カニは高級だから…」
「……………」



「正月までにはまだ早いし…」
「……要りません！」



「(はあ～疲れた)…分かりました。
「買います…。」



えっ！

そうだったかな??

しつこい勧誘だな…

やっぱり**キャンセル**したい!

遠慮は無用！断るときは、きっぱりと！

しつこい勧誘電話は切るのが一番！

- 要らない場合は遠慮せず・・・
「要りません！今後電話しないでください！」 と、きっぱり断りましょう！

- 消費者が要らないと断っているのに、しつこく勧誘することは法律で禁止されています。

事業者は、「値引き」や「おまけ」などのサービスを強調して消費者の関心を引き、親切な言葉で断りにくくします。時には強い口調で購入を迫ったり、消費者が断ってもしつこく勧誘を繰り返します。
しつこい勧誘電話は切るのが一番です！

- 曖昧な対応は厳禁！

電話で応答するとき、「今は忙しいですから」、「自分では決められないから」、「後にしてください」は、使わないようにしましょう！また別の日に電話がかかってきてしまいます。

- 「あなたから注文を受けたから送る！」、「送ったから代金を払ってくれ！」は、悪質な勧誘です！

注文をしていないのに、
「注文を受けた！」、「もう発送した！」という悪質な勧誘もあります。
きっぱりと、「注文していません！」、「払いません！」と伝え、電話を切りましょう！

- 一人で悩まず、すぐに消費生活センターに相談しましょう！

困ったときは、一人で悩まずすぐにお近くの消費生活センターに相談しましょう！
あなたの電話が被害の未然防止や拡大防止につながります。



断りきれず購入してしまっても… カニなどの生鮮食料品もクーリング・オフできます！

● カニ、ホタテや鮭などの魚介類などもクーリング・オフができます！

「生ものだからクーリング・オフはできません」、「カニはクーリング・オフの対象外」、「もう配送したからクーリング・オフできません」と、消費者に誤った説明をする事業者もいます。

しかし、カニ、ホタテや鮭などの生の魚介類などもクーリング・オフができます。
また、配送済みであっても、クーリング・オフは可能です。

● 事業者は消費者に違約金や損害賠償を求めることはできません。

消費者がクーリング・オフを申し出た場合、事業者は消費者に違約金や損害賠償を求めることはできません。
商品を返品する場合でも、消費者はその送料を負担する必要はありません。
また、支払済の代金も返金してもらえます。

なお、クーリング・オフは、消費者が契約書面(又は申込書面)を受け取った日から8日間以内に「書面」で申し出ることが原則となっています。

● クーリング・オフ期間を過ぎていても…できる場合があります！

クーリング・オフができないなどと不実のことを告げていたり、契約書面が交付されていない場合、又は、交付された書面に記載不備があれば、
申出期間を過ぎていてもクーリング・オフできることがあります。

(クーリング・オフの書式については、最終ページを御覧ください。)

クーリング・オフ



クーリング・オフ通知の書き方

そんなときは、**クーリング・オフ**といって、契約書面等を受け取った日から**8日間以内**であれば、**無条件で解除**できる制度があります。

【書面での通知の例】

- ① 必ずハガキなどの**書面**で行います。
- ② 契約年月日、商品名、契約金額、販売会社、担当者名を書いて、この契約を解除するということを書きます。
あなたの住所、氏名を書くことを忘れずに。
- ③ ハガキを書いたら、表・裏ともにコピーを取ります。
- ④ ハガキは郵便窓口で、**特定記録郵便**、又は、簡易書留などの「出した日付」が分かる方法で出して、受取証などをもらいます。
- ⑤ ハガキのコピーと特定記録郵便などの受取証の紙を大切に保管しましょう。

悩まないで、まず相談！

通知書	
次の契約を解除します。	
契約年月日	平成〇〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇〇
契約金額	〇〇〇〇〇〇円
販売会社	株式会社××× □□営業所 担当者△△△△
支払った代金〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。	
平成〇〇年〇月〇日	
〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 氏名 〇〇〇〇	

切手

××県×市×町×丁目×番×号

株式会社××× 御中

○消費者ホットライン(全国統一番号) **188(局番なし)** 身近な消費生活相談窓口を御案内します。

※一部のPHS、IP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。

○最寄りの消費生活センターを検索する <http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

○特定商取引法ガイド ~特定商取引法の解説などを掲載中!~ <http://www.no-trouble.go.jp/>